

児童福祉法第十九条の二第三項の規定による小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額の算定方法及び同法第十九条の十二第二項の規定による診療方針

児童福祉法（以下「法」という。第十九条の三第三項に規定する小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。）が指定小児慢性特定疾病医療支援（法第十九条の二第二項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。）を受けるため、指定小児慢性特定疾病医療機関（法第六条の二第二項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。）に移送された場合において、当該移送に係る費用につき都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市並びに法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市）にあっては、当該指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市）が必要と認めて支給する小児慢性特定疾病医療費の額の算定方法は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十七条第一項の規定による移送費の算定方法の例による。

○厚生労働省告示第四百六十五号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第七条の十第一項第一号の規定に基づき、児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格は、次の表の上欄に掲げる認定機関に応じ下欄に掲げる専門医の資格とする。

認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医
日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医

日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医
日本血液学会	血液専門医
日本内分泌学会	内分泌代謝科（内科・小児科・産婦人科）専門医
日本糖尿病学会	糖尿病専門医
日本腎臓学会	腎臓専門医
日本肝臓学会	肝臓専門医
日本アレルギー学会	アレルギー専門医
日本感染症学会	感染症専門医
日本老年医学会	老年病専門医
日本神経学会	神経内科専門医
日本消化器外科学会	消化器外科専門医
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医
日本呼吸器外科学会	呼吸器外科専門医
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医
日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医
日本血管外科学会	心臓血管外科専門医
日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経科専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医
日本婦人科腫瘍学会	周産期（母体・胎児）専門医
日本生殖医学会	婦人科腫瘍専門医
日本頭頸部外科学会	生殖医療専門医
	頭頸部がん専門医

日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	脊椎脊髄外科専門医
日本集中治療医学会	集中治療専門医

○厚生労働省告示第四百六十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の十一の規定に基づき、指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程

第一条 指定小児慢性特定疾病医療機関（以下「法」という。）第六条の二第二項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。以下同じ。は、法及び児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、法の規定による小児慢性特定疾病医療支援（同項に規定する小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。）を担当しなければならない。

（診療の拒否の禁止）

第二条 指定小児慢性特定疾病医療機関は、小児慢性特定疾病医療支援を受ける小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）の診療を正当な理由がなく拒んではならない。

（診療開始時の注意）

第三条 指定小児慢性特定疾病医療機関は、医療費支給認定保護者（法第十九条の三第七項に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下同じ。）から同項に規定する医療受給者証（以下「受給者証」という。）を提示して小児慢性特定疾病児童等の診療を求められたときは、その受給者証が有効であることを確かめた後でなければ診療をしてはならない。

（診療時間）

第四条 指定小児慢性特定疾病医療機関は、自己の定めた診療時間において診療をするほか、小児慢性特定疾病児童等が、やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないうときは、その者のために便宜な時間を定めて診療をするよう努めなければならない。

（援助）

第五条 指定小児慢性特定疾病医療機関が医療費支給認定の有効期間（法第十九条の三第六項に規定する医療費支給認定の有効期間をいう。）を延長する必要があると認めるとき、又は小児慢性特定疾病児童等に対し移送を行うことが必要であり、かつ、自ら行うことができないと認めるときは、速やかに、その者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第六条 指定小児慢性特定疾病医療機関は、その診療中の小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定保護者及び当該者に対し医療費支給認定（法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定をいう。）を行った都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市並びに法第五十九条

の四第一項に規定する児童相談所設置市にあっては、当該指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市。以下同じ。）から、小児慢性特定疾病医療支援につき必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、これを交付しなければならない。

（診療録）

第七条 指定小児慢性特定疾病医療機関は、小児慢性特定疾病児童等に関する診療録に健康保険の例によって医療の担当に関し必要な事項を記載しなければならない。

（帳簿）

第八条 指定小児慢性特定疾病医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結の日から五年間保存しなければならない。

（通知）

第九条 指定小児慢性特定疾病医療機関が小児慢性特定疾病児童等について次の各号のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して受給者証を交付した都道府県に通知しなければならない。

- 一 小児慢性特定疾病児童等が正当な理由なく、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 小児慢性特定疾病児童等が詐欺その他不正な手段による診療を受け、又は受けようとしたとき。

（指定訪問看護事業者に関する特例）

第十条 指定小児慢性特定疾病医療機関である健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者にあつては、第五条の規定は適用せず、第七条中「一 に関する診療録」とあるのは「一 に対する指定訪問看護に関する諸記録」と読み替えて適用する。

（薬局に関する特例）

第十一条 指定小児慢性特定疾病医療機関である薬局にあっては、第五条の規定は適用せず、第七条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用する。

○農林水産省告示第七百九十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十六年九月十日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十一月十一日

農林水産大臣 西川 公也

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が3年であるもの	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第100324号	配合肥料	M式1号	株式会社エム式水耕研究所	愛知県弥富市坂中地一丁目37番地	
生第100325号	液状複合肥料	有機入り複合肥料 AMY_8・3・3	日本アール産業株式会社	東京都中央区日本橋小舟町6番6号	
生第100326号	液状複合肥料	有機入り複合肥料 AMY_5・5・5	日本アール産業株式会社	東京都中央区日本橋小舟町6番6号	
生第100327号	液状複合肥料	有機入り複合肥料 AMY_8・4・4	日本アール産業株式会社	東京都中央区日本橋小舟町6番6号	
生第100328号	液状複合肥料	有機入り複合肥料 AMY_8・4・4	日本アール産業株式会社	東京都中央区日本橋小舟町6番6号	
生第100330号	液状複合肥料	有機入り複合肥料6号	王子コーンスター株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目26番9号	
生第100331号	液状複合肥料	有機入り複合肥料7号	王子コーンスター株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目26番9号	
生第100332号	液状複合肥料	有機入り複合肥料8号	王子コーンスター株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目26番9号	
生第100338号	液状複合肥料	有機入り液状複合肥料 王一下1号	住友化学園芸株式会社	東京都中央区日本橋小舟町1番8号	